

## 特定商取引法の抜本的改正を求める意見書

特定商取引法（以下「特商法」という。）の平成28年改正の際、いわゆる5年後見直しが定められたところ、既に同改正法の施行から5年を経過している。

令和5年版消費者白書によると、全国の消費生活センター等に寄せられた消費生活相談の件数は令和4年が87.0万件であり、特商法の対象取引分野の相談は全体の54.9%にもものぼる。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。とりわけ認知症等の高齢者においては、令和4年版消費者白書によると、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めており、超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。

また、令和5年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の29.1%と最多となり、SNSをきっかけとした消費生活相談件数も6万552件と過去最多となっているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。

さらに、連鎖販売取引（いわゆるマルチ取引）は、20歳代において高い比率を占めており、令和4年4月になされた成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙った被害の増加も懸念される。

よって、国においては、これらの被害に対処するために、次の項目について特定商取引法の改正を行うよう強く要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。
- 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等について、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。
- 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月19日

甲 府 市 議 会